

## 区立小学校臨時休業延長によるこどもクラブの対応について


区立小学校が、5月17日（日）まで臨時休業延長となりました。こどもクラブについては、社会の機能を維持するための就業や、ご家庭の状況によりどうしても就業の都合がつけられなかったりする場合に限り、ご利用いただけます。ご利用が必要な場合は、事前に「小学校受入れ及びこどもクラブ利用申請書」をご提出ください。お子様やご家族、職員の健康と命を守るため、ご家庭での保育にご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、5月18日（月）以降の対応については、今後の区立小学校の休業等の状況を踏まえ、改めて区公式ホームページ及び各学校のホームページでお知らせさせていただきます。

### 記

- 1 **対象児童** 社会の機能を維持するための就業や、ご家庭の状況により自宅等で過ごすことが困難なこどもクラブ在籍児童

### 2 5月7日（木）～5月16日（土）の児童の受入れ（小学校臨時休業期間中の取扱い）

<b>区立各小学校受入れ（平日） 8時15分登校（時間は守ってください）</b>	
8時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で授業は行われません。基本的に自主学習です。（学校の指示に従ってください）</li> <li>・学校から配付された学習課題など自習するもの、健康観察記録表、弁当、上履きを持参してください。</li> <li>・8時15分～13時30分の間に途中で下校することはできません。</li> </ul>
13時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食後、下校します。</li> </ul>
 こどもクラブに移動	
<b>こどもクラブ受入れ 13時30分以降受入れ</b>	
13時30分以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な時間までの利用にしてください。可能な場合は、なるべく早帰りしてください。</li> </ul>
18時00分 (延長は19時まで)	

5月9日（土）、16日（土）の児童の受入れ こどもクラブで一日育成を実施します。

### 3 5月の利用方法について

- ・利用が必要な場合は、「小学校受入れ及びこどもクラブ利用申請書」に必要事項を記入の上、5月1日（金）までにこどもクラブへ提出してください。1日までに提出が困難な場合はこどもクラブにご連絡ください。利用しない方は提出不要です。
- ・利用予定日を変更・欠席する場合は、必ず前日までに小学校とこどもクラブそれぞれにご連絡ください。
- ・5月18日（月）以降の利用についても、5月は事前に利用申請書の提出が必要になります。対応については、今後の区立小学校の休業等の状況によります。

#### 4 利用する児童がいない場合について

- ・利用者がない日や時間帯については、臨時休所することがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いします。

#### 5 5月の出席率について

- ・5月の出席率については、4月の出席率と同様に、次年度利用審査の際に使用しません。また、利用要件(早帰りをしない利用が概ね1週で3日以上あること)についても適用しません。

#### 6 利用の休止について

- ・こどもクラブ利用の休止は、2か月以内となっていますが、令和2年4月から5月までの新型コロナウイルス感染防止を理由とする休止申し出については、この期間に含みません。

#### 7 育成料について

- ・5月分の育成料は、在籍している全児童を対象に負担なしとさせていただきます。

#### 8 おやつ代について

- ・おやつ代については、前月までにこどもクラブ利用休止申出書を提出された方を除き、原則ご負担いただきます。利用のあった月のおやつ代の負担については、こどもクラブでの準備状況がありますので、ご利用のこどもクラブにお問合せください。

#### 9 その他

- ・利用にあたって、児童と一日のスケジュールを十分確認してください。
- ・土曜日は、こどもクラブの一日育成を実施します。(利用者がない場合は臨時休所します。)
- ・利用にあたっては、十分に児童の健康観察(検温など)をし、**風邪症状や発熱など体調がすぐれない時は、学校及びこどもクラブの利用をしないでください。**
- ・新1年生は、小学校へ保護者の送り迎えをお願いします。(朝の登校時・こどもクラブを利用せず下校する時)
- ・感染防止のため、現在こどもクラブを利用中の方の申請書類(変更届、利用休止申出書等)の提出などは、下記問い合わせ先への郵送でも受け付けいたします。
- ・児童やこどもクラブ職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、臨時休所することになります。

- 10 問い合わせ先 台東区教育委員会 児童保育課放課後対策担当 (電話) 5246-1235  
〒110-8615 台東区東上野4-5-6